令和８年度　東御市人権啓発センター運営委員会次第

日 時：令和８年 10 月 13 日（火）　午後２時 ～
場 所：東部人権啓発センター　３階大会議室

１　開　会

２　委嘱書交付

３　あいさつ

４　自己紹介

５　人権啓発センター運営委員会について

６　会議事項

（１）令和７年度事業実績および令和８年度実施状況について

ア　人権啓発センターの利用状況について

イ　地域交流事業について

ウ　相談事業について

エ　東御市人権セミナーについて

オ　その他

（２）令和９年度事業計画について

ア　人権啓発センター事業について

イ　相談事業について

７　その他

８　閉　会

東御市人権啓発センター　運営委員名簿

任期：令和7年10月1日～令和9年9月30日

敬称略、順不同

職　　名	氏　　名	備　考
人権尊重のまちづくり審議会	冨岡　茂樹	
人権擁護委員	土屋　忠寿	
人権同和教育指導委員	菊地　正子	
民生・児童（福祉）委員	山岸　研一	
男女共同参画審議会委員	重田　行子	
部落解放同盟東御市協議会	西藤　千代子	東部人権啓発センター相談員
部落解放同盟東御市協議会	鳴澤　一登	
東御市田中地区社会教育指導員	青柳　隆一	
東御市北御牧地区社会教育指導員	小山　哲生	
東御市社会福祉協議会事務局長	寺田　嘉彦	

◎東御市人権啓発センター関係職員

職　　名	氏　　名	備考
市民生活部長	小林　裕次	
人権同和政策課長兼男女共同参画係長（人権啓発センター長）	正村　宣広	東部人権啓発センター
人権同和政策係長	池田　恵子	東部人権啓発センター
人権同和教育指導員	岡澤　健一	東部人権啓発センター
人権同和政策係主査	宮尾　香	東部人権啓発センター
人権同和政策係主任	堀口　さやか	東部人権啓発センター
北御牧人権啓発センター職員	鳴沢　佳奈子	北御牧人権啓発センター

人権啓発センター運営委員会について

１ 概 要

東御市には、社会福祉法に規定する隣保事業*の推進とともに、人権啓発の市民交流の拠点として生活上の各種課題及び人権課題の解決をはかるため、東御市人権啓発センター条例（平成 16 年 4 月 1 日条例第 114 号・以下「条例」）に基づき、東御市東部人権啓発センターと東御市北御牧人権啓発センターが設置されています。

人権啓発センター運営委員会は、人権啓発センターの運営（施設利用やセンターに関連する事業の実施等）及び関連する必要な事項について審議を行うため、条例第 15 条により東御市人権啓発センター運営委員会を置くこととされています。

＊隣保事業･･･隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう（社会福祉法第 2 条第 3 項第 11 号）。

２ 役 割

東御市では、平成18年2月に作成し令和８年３月に第４回の改定を行った「東御市人権施策の基本方針・基本計画」を基に人権政策の推進を図っています。

人権啓発センターまたは同和集会所*において、この計画のもと、人権啓発センター事業として人権課題への取り組みや地域交流事業、相談事業などを実施しています。

人権啓発センター運営委員会は、センターの運営や事業の実施・内容の審議等を行い、さらなる人権政策の事業推進や人権啓発センターのよりよい運営に役立てることが主な役割となっています。

＊同和集会所･･･地域住民の交流を図り、同和問題をはじめとするあらゆる差別のない、人権が尊重されるまちづくりを推進するため、集会所を次のとおり設置しています。（東御市加沢集会所条例）
加沢集会所・・・常田 103 番地 2

東御市人権啓発センターの紹介

東御市人権啓発センターは、地域社会の中における福祉の向上や、人権啓発、住民交流の拠点となる開かれたコミュニテイーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のため、社会福祉法に基づく隣保事業を推進するための施設です。

東御市には、東御市人権啓発センター条例に基づき、「東部人権啓発センター」と「北御牧人権啓発センター」の 2 つの人権啓発センターがあります。

◎東部人権啓発センター





所在地	東御市県 288 番地 3
電話番号	0268-64-5902
建築年	平成 9 年（増築平成 13 年）

◎北御牧人権啓発センター





所在地	東御市八重原 2813 番地 1
電話番号	0268-67-3737
建築年	平成 8 年

６ 会議事項

(1) 人権啓発センター令和7年度事業実績および令和8年度実施状況について

ア　人権啓発センターの利用状況について

①東部人権啓発センターの利用状況

東御市の人権啓発の拠点です。啓発活動を主体とした様々な事業を展開するほか、市内文化団体、体育団体等の活動及び会議等での利用も多く、周囲に市役所や中央公民館等の公共施設があることから、相互に活用しています。

利用室 / 利用年	大会議室＋和室		大会議室		和室（教養娯楽室＋保健衛生室）		和室（教養娯楽室）		和室（保健衛生室）		計	
	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数
令和8年度（8月末時点）	4	110	102	1,946	8	74	7	70	0	0	121	2,200
令和7年度	18	436	262	4,718	16	150	29	162	0	0	325	5,466
令和6年度	14	335	353	6,393	15	198	42	302	1	2	425	7,230
前年比（R7とR6の比較）	4	101	△ 91	△ 1,675	1	△ 48	△ 13	△ 140	△ 1	△ 2	△ 100	△ 1,764

②北御牧人権啓発センターの利用状況

北御牧地区における人権啓発の拠点です。 地域交流事業をはじめ様々な事業を展開する他、部落解放同盟東御市協議会の支部会や行事等に使用され、地区の方々の憩いの場（手芸や工作、パソコン教室等）になっており、地域交流が推進されています。

利用室 / 利用年	大会議室		保健教養室兼生活改善室		学習室		相談室		計	
	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数
令和8年度（8月末時点）	16	112	74	325	8	48	0	0	98	485
令和7年度	31	251	159	708	19	122	0	0	209	1,081
令和6年度	31	300	152	729	25	133	0	0	208	1,162
前年比（R7とR6の比較）	0	△ 49	7	△ 21	△ 6	△ 11	0	0	1	△ 81

イ　地域交流事業について

被差別部落（同和地区）及びその周辺地域住民を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流を推進する地域交流事業を実施しています。
加沢集会所の事業は、東部人権啓発センターにおける交流事業となっております。

①東部地域

開催場所	講　座　名	R8回数（8月末時点）	R8人数（8月末時点）	R7回数	R7人数	R6回数	R6人数	R7とR6の比較（回数）	R7とR6の比較（人数）	備考
加沢集会所（東部人権啓発センター）	オカリナ教室	0	0	9	45	12	70	△ 3	△ 25	R7.12月で教室終了
	カラオケ教室	5	25	12	57	12	59	0	△ 2	
	手芸教室	5	19	9	34	12	53	△ 3	△ 19	
	健康体操教室	5	30	12	79	12	81	0	△ 2	
	合　計	15	74	42	215	48	263	△ 6	△ 48	

②北御牧地域

開催場所	講　座　名	R8回数（8月末時点）	R8人数（8月末時点）	R7回数	R7人数	R6回数	R6人数	R7とR6の比較（回数）	R7とR6の比較（人数）	備考
北御牧人権啓発センター	カラオケ教室	4	19	11	68	11	61	0	7	
	パソコン教室	8	48	16	91	16	108	0	△ 17	
	料理教室	5	49	10	93	9	82	1	11	
	健康づくり教室（ストレッチ）	9	43	10	72	11	89	△ 1	△ 17	
	ハンドクラフト教室	4	11	7	21	10	36	△ 3	△ 15	
	合　計	30	170	54	345	57	376	△ 3	△ 31	

ウ　　相談事業について

日常生活の困りごと、法律問題、土地・建物・法人等の登記相談・借金問題や人権・行政に関する各種相談を無料で行う人権よろず相談を実施しました。また、被差別部落（同和地区）の方をはじめ全ての方が安心して暮らしていくうえで、一人で悩み苦しまないように、両地区人権啓発センター等で生活相談を実施しています。

なお、緊急な相談においては関係機関への紹介のほか、関係者との協議の上相談に応じています。

<table>
<tr><th>相談事業</th><th>内容・実績　（Ｒ８年度は９月末時点の件数）</th></tr>
<tr><td>①人権よろず相談

東部人権啓発センター　11回
北御牧公民館　　1回</td><td>毎月第３金曜日　午前９時～正午　（件）
<table>
<tr><th>相談員</th><th>Ｒ８年度</th><th>Ｒ７年度</th><th>Ｒ６年度</th></tr>
<tr><td>弁護士</td><td>32</td><td>54</td><td>56</td></tr>
<tr><td>司法書士</td><td>13</td><td>37</td><td>40</td></tr>
<tr><td>人権擁護委員</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr>
<tr><td>行政相談員</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>保健師、生活就労支援センター支援員</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>46</td><td>91</td><td>97</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>②心配ごと相談

東部人権啓発センター　12回</td><td>毎月第１金曜日　午前９時～正午、午後１時～４時　（件）
<table>
<tr><th>相談員</th><th>Ｒ８年度</th><th>Ｒ７年度</th><th>Ｒ６年度</th></tr>
<tr><td>人権擁護委員</td><td>1</td><td>5</td><td>9</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>③相談員への相談

東部人権啓発センター　週２日
北御牧人権啓発センター　週５日</td><td>（件）
<table>
<tr><th>相談員</th><th>Ｒ８年度</th><th>Ｒ７年度</th><th>Ｒ６年度</th></tr>
<tr><td>東部人権啓発センター相談員</td><td>7</td><td>16</td><td>12</td></tr>
<tr><td>北御牧人権啓発センター相談員</td><td>10</td><td>20</td><td>36</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>17</td><td>36</td><td>48</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>④その他の相談

女性弁護士相談
東部人権啓発センター　6回</td><td>・女性弁護士による法律相談
（奇数月末の水曜日　午前９時 30 分～午前 11 時 30 分）　（件）
<table>
<tr><th>相談員</th><th>Ｒ８年度</th><th>Ｒ７年度</th><th>Ｒ６年度</th></tr>
<tr><td>女性弁護士</td><td>10</td><td>22</td><td>21</td></tr>
</table>
・電話による相談（随時）　（件）
<table>
<tr><th>相談員</th><th>Ｒ８年度</th><th>Ｒ７年度</th><th>Ｒ６年度</th></tr>
<tr><td>人権同和政策課職員</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td></tr>
</table>
・来庁による相談（随時）　（件）
<table>
<tr><th>相談員</th><th>Ｒ８年度</th><th>Ｒ７年度</th><th>Ｒ６年度</th></tr>
<tr><td>人権同和政策課職員</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

エ　東御市人権セミナーについて

人権セミナーの概要

平成24年度から、東部人権啓発センターにおいての人権啓発の住民交流と同和問題や人権問題に対して正しく理解することを目的として実施しています。

令和７年度実施状況

開催日時	テーマ・演題・講師	参加人数
６月28日（土） 午後１時30分～午後３時30分 東部人権啓発センター大会議室	①男女共同参画 「地域でジェンダー平等を実現していくには」 ジャーナリスト/AERA元編集長　浜田　敬子さん （長野県男女共同参画パブリックビューイング）	12
７月16日（水） 午後２時～午後３時30分 東部人権啓発センター大会議室	②青少年とインターネット 「ネット社会における子どもの人権」 NPO法人子どもとメディア信州 事務局長　伴 美佐子さん	31
８月12日（火） 午後２時～午後３時30分 東部人権啓発センター大会議室	③戦争と人権 「沖縄の悲鳴が届いていますか？」 作家・NPO法人クリオン虹の基金 理事長　伊波 敏男さん	47
９月18日（木） 午後２時～午後３時30分 東部人権啓発センター大会議室	④災害と人権 「長野県北部地震から復旧－復興－今後に向けて」 合同会社小滝プラス　代表社員　樋口 正幸さん	27
10月25日（土） 午後１時30分～午後３時 東御市中央公民館講義室	⑤部落差別 「部落差別をどう教えるか ～学校と人権推進室の連携を通して～」 木島平村教育委員会人権推進室　山屋 秀夫さん	40
11月13日（木） 午後２時～午後３時30分 東部人権啓発センター大会議室	⑥ハラスメント 「日常のハラスメントとその対処」 長野産業保健総合支援センター 産業保健相談員　伊藤　かおるさん	39

196名

令和８年度実施状況

開催日時	テーマ・演題・講師	参加人数
６月 15 日（月） 午後１時 30 分～午後３時 東部人権啓発センター大会議室	①男性の更年期障害（男性の人権） 「男性の更年期障害について」 長野赤十字病院泌尿器科　医師　天野　俊康さん	19
７月４日（土） 午後１時 30 分～午後３時 30 分 東部人権啓発センター大会議室	②ジェンダー主流化 「働く女性のための時短メイク　～性別の枠も、他人の目も超えて、私を楽しむ一歩を～」 ヘアメイクアップアーティスト　小椋　ケンイチさん （長野県男女共同参画パブリックビューイング）	14
８月 24 日（月） 午後２時～午後３時 30 分 東部人権啓発センター大会議室	③こどもの人権 「こどもの権利について考える」 ～こどもの声に耳を傾けるとは～ SAKU 地域こども家庭総合支援センター　スミール センター長　　土屋　陽子さん	40
９月 29 日（火） 午後７時～午後８時 東部人権啓発センター大会議室	④LGBTQ 「多様性を生きる人」～よくわかる LGBTQ 講座～ ラジオパーソナリティ、動画クリエイター ナナ・クリスティーン,サンライズさん	31

104 名

（参考　今後の東御市人権セミナー）

開催予定日時・場所	テーマ・演題・講師
10 月 23 日（金） 午後６時 30 分～午後８時 東部人権啓発センター大会議室	⑤部落差別 「いま部落問題は」 ～部落問題を学ぶ３つの関門、 「長野県人権条例」にもふれて～ NPO 法人　人権センターながの　高橋　典男さん
11 月７日（土） 午後１時～午後３時 東御市中央公民館講堂	⑥吃音 多様性を学ぶ研修会 2026 「吃音のこと、知っていますか？ ～吃音の理解と私たちひとりひとりができること～」 東御市民病院　言語聴覚士　餅田　亜希子さん 飯田市立追手町小学校　教諭　髙山　祐二郎さん

令和7年度　東御市人権セミナーアンケート集計結果

参加者数　　196人

参加地域	田中	滋野	祢津	和	北御牧	市外	無回答	合計
人数	24	25	19	12	21	15	5	121

アンケート回答者数：　121人

アンケート回収率：　　61.7%

年齢

年代	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	無回答	合計
人数	2	0	5	9	37	34	31	3	121

職業

職種等	自営業（農業を含む）	会社員	公務員	福祉施設職員	教員	その他	無回答	合計
人数	13	10	42	5	7	39	5	121

今回のセミナーを何で知りましたか（複数回答可）

	市の広報（お知らせ版含む）	市HP	FMとうみ	市からの案内	ポスター	チラシ	その他	無回答	合計
人数	17	6	0	13	66	21	17	3	143

今回のセミナーの内容は、満足のいくものでしたか。

	大変満足だった	まあ満足だった	やや不満足だった	大変不満足であった	無回答	合計
人数	66	44	6	1	4	121

今回の学習会に参加して、人権問題についての関心や理解は深まりましたか。

	大変深まった	まあ深まった	あまり深まらなかった	まったく深まらなかった	無回答	合計
人数	63	48	3	0	7	121

今後、取り上げてもらいたいセミナーでのテーマなどありますか（複数回答可）

	同和問題	女性問題	子どもの人権	高齢者の人権	障がい者の人権	外国人の人権	インターネット上の人権	LGBT（ジェンダー、LGBTQを含む）	犯罪被害者	アイヌ民族	その他	無回答	合計
人数	29	29	18	28	20	22	38	21	8	14	7	15	249

オ　その他

（1）小学校社会科見学

人権に係る小学校の社会科見学を受け入れています。人権啓発センターの役割や、解放子ども会、平和と人権を守る都市宣言の石碑についての説明を行っています。

①東部人権啓発センター

見学校	Ｒ８年度	Ｒ７年度	Ｒ６年度
田中小学校	未定	―	３、６学年
滋野小学校	３学年（予定）	３学年	３学年
祢津小学校	３学年（予定）	３学年	３学年
和小学校	４学年（予定）	４学年	４学年

②北御牧人権啓発センター

見学校	Ｒ８年度	Ｒ７年度	Ｒ６年度
北御牧小学校	３学年	３学年	３学年

（2）人権啓発センター施設整備（令和７年度）

設備の老朽化のため、下記修繕を実施しました。

①北御牧人権啓発センター

工事名	内容	金額（円）
給湯器交換修繕	給湯器の修繕	155,100

（２）　令和９年度事業計画について

ア　　人権啓発センター事業について

①　人権啓発センターの利用

・東御市人権啓発センター条例等に基づき、利用を推進していく。

・各種事業の充実を図っていくとともに、市民への周知・広報を行っていく。

②　地域交流事業

・各種交流事業の推進を図ってまいります。

加沢集会所（東部人権啓発センター）

北御牧人権啓発センター

③　啓発事業

・東御市人権セミナーの実施

（会場は、主に東部人権啓発センター３階大会議室を使用予定）

回数	日　時	内容・テーマ	講　師
６回	６月～11 月の間で１回ずつ	部落問題１回、 令和８年度アンケート上位１回(予定)、 各種人権問題４回（予定）	未定

④　広報事業

・東部人権啓発センター事業の周知・広報　市報、FM とうみ、LINE の活用、掲示

・北御牧人権啓発センターだよりの発行　　随時発行

イ　　相談事業について

① 人権よろず相談

・開設日時　　原則第３金曜日　午前９時から正午まで（10 回）
（受付：午前８時 45 分から午前 11 時 30 分まで）
原則第３金曜日　午後２時から５時まで（２回を予定）
（受付：午後１時 45 分から午後４時 30 分まで）

・開設回数　　東部人権啓発センター11 回、北御牧公民館１回

・相談員、相談内容

相談員	相談内容
弁護士	裁判、訴訟、契約、債権債務、損害賠償、相続、遺言、離婚など法律問題に関すること（予約制で１人 30 分）
司法書士	土地・建物・法人等の登記や相続登記手続き、成年後見に関すること
人権擁護委員	結婚・離婚、隣人・親子・夫婦の関係調整と差別など人権に関すること
行政相談委員	行政機関への各種申請手続き、要望、陳情、苦情など行政に関すること
東御市社会福祉協議会内生活就労支援センター（まいさぽ東御）支援員	心身の不調、依存症、ひきこもりなど健康と生活、就労の不安に関すること
健康推進課の保健師	

各相談員　１名体制

長野県弁護士会上田在住会所属の弁護士と東御市の顧問弁護士に依頼。
（上田在住会弁護士８回、東御市顧問弁護士４回）

② 人権擁護委員による心配ごと相談

・開設日時　　原則毎月第１金曜日　午前９時から正午まで
（受付：午前９時から午前 11 時まで）

・会場　　東部人権啓発センター

・相談内容　　家庭・隣人・職場等の人権に関すること

③ 人権啓発センター相談員への相談

人権啓発センター相談員が生活相談に応じる。

④ 女性弁護士による法律相談（男女共同参画係）

・開設日時　　奇数月第４水曜日　午前９時 30 分から午前 11 時 30 分まで

・会場　　東部人権啓発センター

・相談受付　　予約制で、相談時間は１人 30 分

○東御市人権啓発センター条例

平成16年４月１日
条例第114号

（趣旨）

第１条　この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、人権啓発センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　社会福祉法第２条第３項第11号に規定する隣保事業を推進するとともに、人権啓発の市民交流の拠点として生活上の各種課題及び人権課題の解決に資するため、東御市人権啓発センター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。

名称	位置
東御市東部人権啓発センター	東御市県288番地３
東御市北御牧人権啓発センター	東御市八重原2813番地１

（職員）

第３条　センターに、センター長、指導員その他必要な職員を置く。

２　センター長は、上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

３　前項に掲げる職員以外の職員は、上司の命を受けてセンターの事務に従事する。

（開館時間）

第４条　センターの開館時間は、午前９時から午後10時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第５条　センターの休館日は、12月29日から翌年１月３日までの日とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、臨時に休館日を設け、又は休館日に開館することができる。

（利用の許可）

第６条　センターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

２　市長は、前項の許可をする場合において、センターの管理上必要な条件を付することができる。

３　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第１項の許可を与えない。

(1) その利用がセンターの設置の目的に反するとき。

(2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) その利用が施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき。

（利用許可の取消し等）

第７条　市長は、前条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するとき又はセンターの管理上特に必要があると認めるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 前条第３項各号のいずれかに該当したとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 使用料を納期限までに納付しないとき。

(5) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

２　前項の措置により利用者に損害が生じても、市は、その責めを負わないものとする。

（利用権の譲渡等の禁止）

第８条　利用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（特別の設備の制限）

第９条　利用者は、センターを利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（使用料）

第10条　利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第11条　市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第12条　既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、センターの施設等を利用することができないとき。

（原状回復の義務）

第13条　利用者又は入場者（以下「入場者等」という。）は、施設等の利用が終わったとき又は第７条の規定により利用を停止されたとき若しくは許可の取消しの処分を受けたときは、速やかにその利用した施設等を原状に回復しなければならない。

２　利用者等が、前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者等の負担とする。

（損害賠償の義務）

第14条　利用者等が故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、利用者等は、その旨を市長に報告し、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（人権啓発センター運営委員会）

第15条　センターに、センターの運営その他必要な事項について審議するため、東御市人権啓発センター運営委員会を置く。

２　前項の運営委員会の委員の定数は15人以内とし、その任期は２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第16条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成16年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに、合併前の東部町隣保会館条例（昭和57年東部町条例第７号）又は北御牧村隣保館の設置及び管理に関する条例（平成８年北御牧村条例第８号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成25年12月25日条例第33号）

この条例は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月15日条例第７号）

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第10条関係）

利用区分		使用料		
		４時間まで	８時間まで	８時間を超えた場合の超過時間１時間につき
東御市東部人権啓発センター	大会議室	1,800円	3,300円	400円
	教養娯楽室	900円	1,600円	200円
	保健衛生室	600円	1,100円	100円
	教養娯楽室及び保健衛生室を同時に利用する場合	1,200円	2,200円	200円
東御市北御牧人	大会議室	600円	1,000円	100円

権啓発センター	保健衛生兼教養室	500円	800円	100円
	相談室	200円	300円	0円
	生活改善室	600円	1,000円	100円

備考　冷暖房器具を利用する場合は、上記の使用料の額の２割増に相当する額とする。

○東御市人権啓発センター条例施行規則

平成16年４月１日

規則第63号

（趣旨）

第１条　この規則は、東御市人権啓発センター条例（平成16年東御市条例第114号。以下「条例」という。）第16条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用の許可の申請）

第２条　条例第６条の規定により東御市人権啓発センター（以下「センター」という。）の利用の許可を受けようとする者は、人権啓発センター利用許可申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（利用許可の取消し）

第３条　利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）がその利用の許可の取消しをしようとするときは、利用の前日までに市長に申出しなければならない。

（使用料の返還）

第４条　前条の規定により利用の許可の取消しをした場合は、既に徴収した使用料は返還するものとする。

（使用料の減免）

第５条　条例第11条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、人権啓発センター使用料減免申請書（様式第２号）をあらかじめ市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合については、使用料を免除する。

(1) 市内の社会福祉関係の団体がその事業目的のため利用するとき。

(2) 市内の社会教育関係の団体又は文化団体がその事業目的のため利用するとき。

(3) 公益上必要と認める機関又は団体がその事業目的のため利用するとき。

(4) 前３号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めたとき。

（遵守事項）

第６条　利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 施設等を損傷しないこと。

(2) 許可しない施設、設備又は器具を利用しないこと。

(3) 物品等をセンターの外へ持ち出さないこと。

(4) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(5) 前各号に定めるもののほか、秩序の維持について市長が指示すること。

（人権啓発センター運営委員会）

第７条　条例第15条に規定する東御市人権啓発センター運営委員会（以下「委員会」という。）

の委員は、人権に関し見識を有する者のうちから市長が委嘱する。

（会長）

第８条　委員会に会長を置き、委員が互選する。

２　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第９条　委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

３　委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

４　センター長は、委員会に出席し、説明又は意見を述べることができる。

（補則）

第10条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成16年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日の前日までに、合併前の東部町隣保会館管理運営規則（昭和57年東部町規則第５号）又は北御牧村隣保館管理規則（平成８年北御牧村規則第１号）の規定に基づきなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（令和３年５月31日規則第17号）

（施行期日）

１　この規則は、令和３年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に存する改正前の様式の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

人権啓発センター利用許可申請書

(申請先)

東御市長

申請者住所
申請団体名
氏　　名
電　　話

次のとおり、人権啓発センターを利用したいので許可してください。

<table>
<tr><td colspan="2">利用目的</td><td colspan="4"></td><td rowspan="11">※この欄は記入しないでください。

・減免　有　無

・領収書照合印</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用責任者</td><td colspan="2"></td><td>申請年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>利用時間</td><td>午前　午前
時から　時まで
午後　午後</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用人員</td><td colspan="4">人</td></tr>
<tr><td colspan="2">飲食</td><td colspan="4">有　無</td></tr>
<tr><td colspan="2">室名</td><td>○印</td><td colspan="3">使用料(円)</td></tr>
<tr><td rowspan="4">東部人権啓発センター</td><td>大会議室</td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>教養娯楽室</td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>保健衛生室</td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>教養娯楽室及び保健衛生室を同時に利用する場合</td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">北御牧人権啓発センター</td><td>大会議室</td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>保健衛生兼教養室</td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>相談室</td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>生活改善室</td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="5">使用料合計額</td><td>円</td></tr>
</table>

様式第2号(第5条関係)

人権啓発センター使用料減免申請書

(申請先)

東御市長

利用者　住所

氏名

利用許可申請書記載の利用に当たって、次の理由により減免してください。

処理経過

減免を許可する	減免率 %	減免後の使用料	円
減免を許可しない	理由		